

上越市選挙管理委員会告示 59 号

令和 7 年 10 月 26 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定により、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和 7 年 10 月 17 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 ポスター掲示場の設置場所
上越市議会議員補欠選挙 524 か所（別紙のとおり）